

さ さ ま ち く か っ せ い か け い か く
笹間地区活性化計画



静岡県・川根町

平成20年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	笹間地区活性化計画	市町村名	川根町	地区名	笹間地区	計画期間	H20～H22
都道府県名	静岡県						

目 標 :

笹間地区は、昭和30年4月現川根町と合併し、当時1千人いた住民も主要産業である林業や茶業の厳しさが増す中で、地区外への移住者が増え、少子高齢化が進み地域コミュニティの危機が迫っている。また地区内にあった小中学校も平成18年度末をもって長い歴史に幕を閉じ、教職員をはじめとする地区外からの来訪者は減少した。このため、廃校舎を交流活動の拠点とした施設へと改修し、都市部住民との交流や地域間交流を促進し地域の活性化を図ることとした。静岡県も「静岡県農林水産業新世紀ビジョン」において、中山間地域の定住人口と1日当たりの交流人口の合計値を農山村活性化人口として掲げ、県全体で66万6千人/日(H22)を目標に、農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮による、魅力ある農山漁村地域の創造を推進している。このような取組により、本地区の活性化計画の具体的な数値目標としては、笹間地区の交流人口は平成16度200人・17度237人・18年度205人の合計642人のところを平成20年度0人、平成21年度1,500人、平成22年度3,000人、期間中4,500人とし、取組前3年間の600.93%の増加を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

川根町は、静岡県のほぼ中央東経138度4分、北緯34度56分に位置し、東西17.32km、南北16.88km、面積120.48km²標高150mから1,083mまでの起伏に富む山脈により形成された農山村である。総面積の約90%が林野で占められ、町の中央を大井川が蛇行し、その支流の中小河川がこれに注ぎ、道路、人家、耕地と河川に沿って拓けている。

笹間地区は、町の中心部から約15km北東に位置する中山間地域である。町全体の約半分の面積を有している反面、高齢化率は50%に達する現状にあり、少子高齢化は益々顕著となっている。また、地区の基幹産業でもある農林業も価格の低迷などにより依然として厳しい経営環境におかれ、新たな職を求めて都市部へと人口が流出し、今後森林や農地の荒廃化が懸念される。しかし、緑豊かな自然や笹間川の清流等都市部の住民が求める農山村特有の地域資源を持っており、都市と農村の新たな関係を創出できる大きな可能性を秘めている地区である。

現状と課題

笹間地区は町の中でも過疎化の進行が著しく、基幹産業である農林業を取り巻く経営状況は厳しく、さらに農林家の高齢化などにより農林生産活動が停滞し、地域の活力低下に繋がっている。また、少子化により平成18年度末をもって当地区の小中学校が廃校となり、地区内の活力低下に拍車を掛けた。

こうした現状を踏まえ、地区住民により笹間地域活性化等促進協議会が設立され、地区に活力を取り戻すため、交流人口を拡大し地域の活性化を図っていくことで地区住民が一致団結した。現在、当町は平成20年4月に隣接する島田市との合併を控えており、今後、同市内に富士山静岡空港や新東名高速道路金谷IC(仮称)の開設が予定されていることから、如何に農山村の魅力でPRし、多くの交流人口を誘客することができるかが課題である。

今後の展開方向等

笹間地区は、県営中山間地域総合整備事業を隣接する島田市伊久美地区と一体となり進めてきた。笹間川の清流をはじめ豊富な自然など地域資源を活かした自然体感「自然に親しむ里」と称し、自然の中でくつろぎ、安らぎを求める都市住民に滞在してもらえる農村公園を整備するなど地域づくりを進めてきた。また、隣接する島田市伊久美地区では「味覚を楽しむ里」と称し農産物の加工体験施設を整備するなど地域づくりを進めており、両地区を結ぶ林道の舗装整備が本年度より事業着手され両地区までの所要時間が短縮される。さらに笹間地区にアクセスする途中には、年間約41万人の入館者を誇る「川根温泉ふれあいの泉」などがある。こうした地区周辺に点在している施設との連携を強化し、都市部住民との交流や地域間交流を促進し地域の活性化を目指す。

具体的には、平成18年度末に廃校となった笹間小学校校舎を「宿泊体験交流施設」に改修し、青少年の健全育成や地域資源を活用した文化芸術団体の活動、体験型プログラムを策定し都市住民との交流の場とし、一時の交流から長期的交流を実現させ農山村の魅力でPRし交流人口の拡大を図る。さらに、農山村が担う多面的機能の役割を都市住民に理解いただき水源涵養や国土保全の推進も図っていききたい。

なお、活性化計画最終年度の翌年度には、笹間地区の交流人口の600.93%の増加について目標達成状況を検証する。



2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
川根町	笹間地区	地域資源活用総合交流促進施設(廃校・廃屋等改修交流施設)	川根町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
川根町	笹間地区	中山間地域等直接支払交付金	川根町	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

笹間地区(静岡県川根町)	区域面積	4,800ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係: 当該地区の総面積4,800haのうち農林地面積は4,682haで98%を占め、農林業以外の製造業はない。 また、農林業従事者数は407人と地区人口553人の73%を占めている。		
②法第3条第2号関係: 人口減少(H13, 640人→H18, 553人で13.6%減)、農林業者の高齢化の進展も著しいことから、活性化のためには地域間交流を促進することが必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 当地区は、地理的条件から人家及び商店は点在しており、市街地を形成している区域はない。 また、当町は町全域が都市計画区域外のため用途地域はない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

該当なし

(2)市民農園施設の規模その他の整備に

整備計画	種別	規模	工事期間	備考
建築物				
工作物				
計				

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準	<div data-bbox="1099 635 1816 853" style="border: 1px solid black; padding: 20px; display: inline-block;"> <h1 style="margin: 0;">該当なし</h1> </div>	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

当該施設の管理運営団体より毎事業年度終了後に、収支報告書及び交流活動内容や交流人口数等を含む事業報告書の提出を求めるものとし、活性化計画終了年度の翌年度の7月に3ヶ年の報告書を取りまとめ交流人口の増減を把握した上で、計画主体である静岡県と川根町が目標の達成状況について評価する。